

## 公立小・中学校における合理的配慮に関する学校体制の状況

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-06-19 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山元, 薫, 岡本, 康哉, 大塚, 玲 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.14945/00010297">https://doi.org/10.14945/00010297</a>

## 公立小・中学校における合理的配慮に関する学校体制の状況

The situation of the school organization about the reasonable accommodations  
in public elementary and junior high schools

山 元 薫\*・岡 本 康 哉\*\*・大 塚 玲\*\*  
Kaoru YAMAMOTO, Kosai OKAMOTO and Akira OTSUKA

（平成 28 年 10 月 3 日受理）

### Abstract

This research investigates a school staff's consciousness and the status of preparation of organization about reasonable accommodations in each public school before act to advance the elimination of discrimination based on handicap. It turned out that the organization of special needs education is ready in each school, and individual support is already carried out by not only a developmental disorders but the student of visual impairment, auditory difficulties, and limbs inconvenience. However, there was nothing that passed through the process of the agreement formation shown with the guidelines given by Ministry of Education, and the school which clarifies the process of carrying out agreement formation of the reasonable accommodations, and the school staff and the guardian are sharing did not have one school, either. From now on, utilizing the organization of the existing special needs education well, towards offer of rational consideration, the school needs to organize the process of agreement formation and needs to clarify it.

### I 問題の所在と目的

2016年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、障害者差別解消法）が施行となり、この法律で地方公共団体が設置する学校（以下、公立学校）は、「不当な差別的扱いの禁止及び合理的配慮の提供」、「設置者による職員のための対応要領の策定」となった。この「合理的配慮」とは、「障害者の権利に関する条約」（以下、障害者権利条約）の中で示されている概念である。

この障害者権利条約を受け、中央教育審議会初等中等教育分科会は、2012年7月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）」（以下、中教審報告）を提出し、公立学校における合理的配慮の定義、合理的配慮と基礎的環境整備の関係など、特別支援教育との関係とこれから公立学校が取り組まなければならないことが示された。

#### 1 公立学校における合理的配慮

---

\* 学校教育系列

\*\* 教職大学院系列

中教審報告では障害者権利条約を受け、「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担は課さないもの」と定義している。また、障害者差別解消法において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。

合理的配慮で公立学校に求められることとして、中教審報告では以下の6つの点があげられている。すなわち、①障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び共に育つ理念を享有する教育、②一人一人の状態を把握し、一人一人の能力の最大限の伸長を図る教育、③健康状態の維持・改善を図り生涯にわたる健康の基礎をつくる教育、④コミュニケーション及び人との関わりを広げる教育、⑤自己理解を深め、自立し社会参加することを目指した教育、⑥自己肯定感を高めていく教育の6つである。この内容については、障害者権利条約で掲げられている教育の目的と重なっているといえよう。

また、中教審報告では、合理的配慮の観点を「教育内容・方法」「支援体制」「施設・設備」の3つの観点で示している。さらに、各観点の下位項目として、以下の内容をあげている。「教育内容・方法」では、学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮、学習内容の変更・調整、情報・コミュニケーション及び教材の配慮、学習機会や体験の確保、心理面・健康面の配慮、「支援体制」では、専門性のある指導体制の整備、幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮、災害時等の支援体制の整備、「施設・設備」では、校内環境のバリアフリー化、発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮、災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮である。

## 2 「合理的配慮」の基礎となる環境整備

合理的配慮を充実するためには、公立学校の環境に直接的につながる基礎的環境整備の充実を欠かすことができない。中教審報告では、障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、教育環境の整備をそれぞれで行う。これらは、合理的配慮の基礎となる環境整備であり、それを基礎的環境整備と呼ぶとしている。基礎的環境整備も以下の8つの観点が示されている。「ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用」「専門性のある指導体制の確保」「個別的教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導」「教材の確保」「施設・設備の整備」「専門性のある教員・支援員等の人的配置」「個に応じた指導や学びの場の設定等による指導」「交流及び共同学習の推進」である。

## 3 障害者差別解消法施行後、学校に求められること

学校に求められる対応としては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」が閣議決定され、各行政機関等が定める「対応要領」や各主務大臣が事業分野ごとに定める「対応指針」について盛り込む事項や作成にあたっての留意点等が記載された。これらを踏まえて、文部科学省は「対応要領」（平成27年文部科学省訓令第31号）を策定し、職員が「不当な差別的扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」について遵守すべき服務規律の一環として必要事項が

定められている。また、「対応指針」（平成27年文部科学省告示第180号）には、文部科学省が所管する分野における事業者による個別の場面における合理的配慮の提供等について、適切な対応・判断に資する必要な事項が定められている。

具体的に公立学校が求められる対応は、先の中教審報告で示された合理的配慮の考え方を踏まえ、対応指針に示された意思の表明、合意形成、定期的な見直し等が含まれた体制づくりに努めることが重要である。そのためには、相談窓口の明確化、建設的な対話による合意形成、個別の教育支援計画への明記、定期的な評価と柔軟な見直し、合理的配慮の引継ぎ等が各公立学校において必要となる。

本研究は、障害者差別解消法の施行を目の前にして、各学校が「合理的配慮」をどの程度理解し、学校体制整備を進めているのか、「合理的配慮」には至らないものの、個別の支援をどのくらい実施しているのか、インタビュー調査をとおして明らかにするものである。本研究を進めることで、特別支援教育の現状、「合理的配慮」の教職員の理解や実施状況が明らかになり、今後、公立学校が取り組むべき方向性を示すことができると考える。

## Ⅱ 方法

### 1 調査対象

調査対象は、大塚ら（2016）の質問紙調査対象校よりインタビュー調査に協力を得られた5校（公立小学校4校、公立中学校1校）の特別支援教育コーディネーターである。

### 2 手続き

調査は、2016年2月から3月の期間に、各校を訪問し、約60分間で半構造化インタビューを実施した。

### 3 調査項目

調査項目は、障害者差別解消法の理解、特別支援教育に関する体制整備の状況、実際の個別の配慮及び支援の状況、基礎的環境整備の状況、合理的配慮を提供するにあたっての課題である。

## Ⅲ 結果

インタビュー調査の結果を学校（A小学校、B小学校、C小学校、D小学校、E中学校）ごとにまとめた。

### 1 A小学校

#### （1）学校に関する基本的な情報

通常の学級に在籍する児童数約740人、特別支援学級が設置されている学校である。特別支援教育コーディネーターの経験年数は約2年である。

#### （2）障害者差別解消法の理解

特別支援教育コーディネーター自身の合理的配慮の認知度は、「合理的配慮」の意味を説明できる程度まで理解が進んでいた。「合理的配慮」については、A小学校の市の特別支援教育に関する私的な勉強会で「合理的配慮」について取り上げて学んだり、新聞・教育雑誌から情報を得たりした。所属校教職員の認知度としては、市で統一している個別の指導計画

の書式に「合理的配慮」の欄があるため、個別の指導計画を作成したことのある教員は用語としては知っていると思われる。しかしながらほとんどの教職員は、内容までは知らないだろうと特別支援教育コーディネーターは回答した。

### (3) 特別支援教育に関する体制整備

#### 1) 校内委員会

就学支援委員会と合わせて開催しているため年5回は開催している。必要に応じて、スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）も同席し、ケース会議を年平均3から4回開催している。指導の難しい児童については、生徒指導委員会でも話題にあげ、月1回開催している。校内委員会の構成メンバーは、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、各学年主任、当該児童担任、特別支援教育コーディネーターである。

#### 2) 保護者からの相談

保護者からの相談は、まずは特別支援教育コーディネーターが受けることになっている。学級での対応で済む場合には、管理職等には報告せずに、学年主任、学級担任と特別支援教育コーディネーターが中心となり対応している。学級での対応で済まない場合は、管理職に報告をして、臨時の生徒指導部会又は校内委員会を開き対応している。

保護者は相談先として、PTA総会で特別支援教育コーディネーターの紹介がされており、スクールカウンセラー（以下、SC）の利用の呼びかけもされている。

#### 3) 個別の教育支援計画作成と評価

4月を引継ぎ、8月を個別の指導計画の目標と支援内容の確定、3月を振り返りとしてPDCAサイクルの中で運用している。8月に家庭に個別の指導計画を渡し、検討を依頼する。個別の指導計画は、学年で原案を作成し、その後保護者と共有して決定している。

### (4) 個別の配慮及び支援の状況

表1にA小学校で実践している個別の支援をまとめた。

表1 A小学校における個別の支援

障害種	個別の支援
視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拡大教科書の使用</li> <li>・光（眩しさ）に対応しやすい座席配置</li> <li>・傾斜のある机の提供</li> </ul>
肢体不自由 二分脊椎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす移動のための段差の解消（バリアフリー化）</li> <li>・車いすの児童にも使いやすい、柄の長い水道の蛇口の設置</li> <li>・導尿に対応するためのトイレ内のベッドの設置</li> </ul>
学習障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークシート（大きい目のマス目）の使用</li> <li>・宿題内容量の調整</li> <li>・漢字学習での一画ずつ色を変えて表示</li> <li>・粘土ひもを使っての文字指導</li> </ul>
注意欠陥多動性障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刺激の少ない座席配置</li> <li>・支援員と連携した言葉かけ</li> </ul>
情緒障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刺激やトラブルを避けた座席配置</li> <li>・具体的で行動を示した言葉かけ</li> <li>・対人関係について場面や相手の気持ちについて具体的に指導する</li> </ul>

### (5) 基礎的環境整備の状況

主に校舎と授業の面での環境整備が整っていた。低学年・中学年・高学年と校舎が分かれ、生活年齢に応じた生活がしやすい教室配置になっている。また、初めて来た人や場所が覚えられない人のために、階ごとに教室の配置図が示してあり分かりやすくなっている。

授業では、板書をする際に、色の使い方を決め、全校で統一して使用していた。また、パソコンとプロジェクターを使ってデジタル教科書を使った授業も実践している。

### (6) 合理的配慮を提供するにあたっての課題

周囲の児童や保護者の理解が得られにくいことがあげられた。特に高学年になると本人も特別な支援を受けることへの抵抗感が生じてくる。他者の目を気にすることで、必要な支援も受けられないことがある。

### (7) 合理的配慮を決定・提供する際に希望する相談先や要望

医療機関と密接な連携を取りたい、合理性の判断について、医療の面から専門的な助言が欲しい、児童に関する情報や連携、家族支援についてコーディネートしてくれる外部機関が欲しい、特別支援学校のセンター的機能をもう少し活用したいなどがあげられた。

## 2 B小学校

### (1) 学校に関する基本的な情報

通常の学級在籍児童数約490人、特別支援学級が設置されている学校である。特別支援教育コーディネーターの経験年数は9年である。

### (2) 障害者差別解消法の理解

特別支援教育コーディネーターの合理的配慮の認知度は、「合理的配慮」という言葉を知っている程度である。言葉の意味を説明することは難しい。「合理的配慮」を知った理由は、市の特別支援教育に係る研修会に参加した際に知ったと回答した。所属校教職員は、ほとんど知らないだろうと回答した。その理由として、県や市から文書が出ているが、教職員全体までは周知されていないことをあげた。

### (3) 特別支援教育に関する体制整備

#### 1) 校内委員会の開催

特別支援教育に係る校内委員会は年3回開催している。第1回と第3回は全職員が参加し、第1回は4月に実施し校内の支援の必要な児童についての共通理解を図り、第3回は振り返りと特別支援学級や通級指導教室からの情報提供を行っている。第2回については、校長、教頭、教務主任、養護教諭、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーターで開催し、指導の難しい児童や就学支援に関する共通理解をしている。

#### 2) 保護者からの相談

保護者からまず担任に申し出があり、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、生徒指導主任、保健体育主任にあげ、必要に応じてケース会議を開き、全職員で共有するようになっている。

保護者の相談窓口については周知されていると理解している。また、学校から相談することが多く、相談内容については必ず保護者に返すようにしている。

#### 3) 個別の教育支援計画作成と評価

4月に引継ぎ、8月に指導計画の決定、3月に振り返りと学校の中で取組方を決め作成し

ている。作成に際しては、通級指導教室や特別支援学級と連携して指導計画を作成している。

#### (4) 個別の配慮及び支援の状況

表2にB小学校で実践している個別の支援をまとめた。

表2 B小学校における個別の支援

障害種	個別の支援
注意欠陥多動性障害	・周囲から刺激を受けにくい座席にする。主に人間関係や物の環境に配慮している。
学習障害	・担任が指示や説明を短く明確にしている。 ・文字窓スリットの使用 ・視覚（イラストや写真の使用、動作化など）に訴える教材を用いて具体的に指導している。
視覚障害 読字障害	・拡大教科書の使用

#### (5) 基礎的環境整備の状況

校内研修として、ユニバーサルデザインの考え方を生活づくりや授業づくりに生かす方法に取り組んでいる。また、学習支援員を配置している。

#### (6) 合理的配慮を提供するにあたっての課題

自校の児童については、合理的配慮をしても差別的な意識は芽生えないと思うが、保護者が差別的感情をもったり、不満を生じたりしないか心配している。

#### (7) 合理的配慮を決定・提供する際に希望する相談先や要望

これまでにSSWやSCに相談をして、その後、医療機関と連携を図ることが可能になり、保護者の了解も得られて支援を開始できる児童がいた経験から、他機関との連携が柔軟に図ることができるようにして欲しい。

### 3 C小学校

#### (1) 学校に関する基本的な情報

通常の学級在籍児童数約190人、特別支援学級が設置されている学校である。特別支援教育コーディネーターの経験年数は6年である。

#### (2) 障害者差別解消法の理解

特別支援教育コーディネーターは、「合理的配慮」という言葉を知っている程度である。「合理的配慮」を知った方法は、市の特別支援教育に係る研修会に参加したことや管理職からの学校だよりで知ったと回答した。所属校教職員の半数程度は知っているだろう回答している。その理由として、県や市から文書を全職員に回覧したり、職員の打ち合わせの最後に特別支援教育の情報を提供しているからである。

#### (3) 特別支援教育の体制整備

##### 1) 校内委員会の開催

校内委員会は、研修として年2回、ケース会議を年約10回行っている。ケース会議のメンバーは、校長、教頭、教務主任、養護教諭、当該児童担任、特別支援教育コーディネーターである。その他に必要に応じて特別支援教育コーディネーターが中心になって生徒指導委員会と共同して会議を設定している。この会議の開催により、児童の変化にすぐに対応できて

いる。

## 2) 保護者からの相談窓口

保護者には相談窓口は周知され、特別支援教育コーディネーターに直接保護者から相談がいき、その後当該児童の担任と相談をして、対応を協議している。その後、必要に応じて教員間で情報を共有するようになっている。

## 3) 個別の教育支援計画作成と評価

4月と8月、3月に話し合いの日を設定している。就学支援対象児については、3月から相談を開始している。4月に引継ぎ内容、8月に指導計画の決定、3月に振り返りと学校の中で取り組み方を決め作成している。

## (4) 個別の配慮及び支援の状況

表3にC小学校で実践している個別の支援をまとめた。

表3 C小学校における個別の支援

障害種	個別の支援
学習障害	・漢字練習帳のマス目を大きくしている ・作文指導の中で作文の書き方ドリルを使用
算数障害	・学年の内容を下げて、学習した
自閉症	・一斉の指示のあと、個別の指示を出し内容の確認をしている

## (5) 基礎的環境整備の状況

ユニバーサルデザインの考え方を生活づくりや授業づくりに生かす校内研修を昨年度から継続して取り組んでいる。前面黒板周りの整理整頓、座席の配慮、実物投影機等を活用した授業を実践している。

## (6) 合理的配慮を提供するにあたっての課題

周囲の児童への合理的配慮の内容を説明することが難しく、周囲の児童にどのように理解を促していくかが課題だと感じている。

## (7) 合理的配慮を決定・提供する際に希望する相談先や要望

発達障害等の特性や指導方法を具体的に教員に指導する第三者にいて欲しい。

## 4 D小学校

### (1) 学校に関する基本的な情報

通常の学級在籍児童数約190人、特別支援学級が設置されている学校である。特別支援教育コーディネーターの経験年数は6年である。

### (2) 障害者差別解消法の理解

特別支援教育コーディネーターは、「合理的配慮」について、その内容を説明できる程度理解していた。「合理的配慮」を知ったり学んだりした方法としては、市の特別支援教育に係る研修会に参加したことと国立特別支援教育総合研究所の合理的配慮データベースの利用があげられた。所属校教職員のほとんどの職員も「合理的配慮」について知っているだろうと回答している。その理由として、町の特別支援教育コーディネーター研修の際に学んだ「合理的配慮」について伝達講習を行ったことと夏の校内研修で「合理的配慮」を取り上げたことをあげた。



### (3) 特別支援教育の体制整備

#### 1) 校内委員会の開催

校内委員会は、年間計画に位置付けられている2回と必要に応じて開かれる5回程度である。校内委員会のメンバーは、校長、教頭、教務主任、学年主任、養護教諭、当該児童担任、特別支援教育コーディネーター、必要に応じて通級指導教室担当者が加わる。年間計画に位置づけられている校内委員会は管理職が中心に企画をし、全体研修として取り上げる内容（4月は子ども理解、8月は発達障害に関わる研修）を決めている。必要に応じて開かれる校内委員会は特別支援教育コーディネーターが中心となって企画し、主にケース会議を行っている。ケース会議を必要に応じて迅速に開くことで、指導の難しいケースについて組織として対応することが可能となり、担任の負担軽減にもなっている。

#### 2) 保護者からの相談窓口

まずは、特別支援教育コーディネーターが受け、その後担任に相談する。担任だけでは対応できない場合は、教頭、校長と管理職にすぐに報告するようにしている。

保護者には、PTA総会にて相談窓口として特別支援教育コーディネーターを紹介し相談窓口の一本化を図っている。

#### 3) 個別の教育支援計画作成と評価

おおよその目安として4月に引継ぎ、8月に目標と支援策の検討及び決定、3月に振り返りと設定している。目標と支援策については、担任が原案を考え学年で検討し、管理職に報告する。その後、保護者に確認している。

### (4) 個別の配慮及び支援の状況

表4にD小学校で実践している個別の支援をまとめた。

表4 D小学校における個別の支援

障害種	個別の支援
視覚障害と学習障害の重複	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DAISY教科書の利用（主に家庭学習で使用）</li> <li>・個別に用意した漢字ドリル</li> <li>・漢字テストの量の配慮</li> <li>・家庭学習の内容と量の配慮</li> </ul>
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・片手リコーダーの使用</li> </ul>
注意欠陥多動性障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感覚過敏（暑さ）のため、扇風機を使用</li> <li>・風通しの良い座席配置</li> <li>・刺激の少ない座席配置</li> <li>・クールダウンの場所の確保</li> <li>・意思カードの利用</li> <li>・宿題の量の配慮</li> </ul>

### (5) 基礎的環境整備の状況

学級的环境づくりと授業づくりにユニバーサルデザインの考え方を生かしている。例えば、前面黒板の周囲をシンプルにして児童の集中力を高めるようにしていたり、座席配置を工夫し落ち着いて学び合えるようにしていたりする。また、授業では、学習の始めに学習問題を共有し学習に見通しと問いを持たせるように工夫している。

### (6) 合理的配慮を提供するにあたっての課題

困り感のある児童の適切な指導や必要な支援が分かるまでに時間がかかる。周囲の児童に

理解が得られない場合がある。「合理的配慮」を提供しなければいけないといった意識が教員の指導や支援の意識改革になると良いと考えている。

#### (7) 合理的配慮を決定・提供する際に希望する相談先や要望

巡回相談をもっと増やして欲しいし臨機応変に対応して欲しい、などがあげられた。

気軽に相談できる医療機関が欲しい。

## 5 E中学校

### (1) 学校に関する基本的な情報

通常の学級在籍生徒数は約560人、特別支援学級が設置されている学校である。特別支援教育コーディネーターの経験年数は1年である。

### (2) 障害者差別解消法の理解

特別支援教育コーディネーター自身は、「合理的配慮」という言葉を知っている程度である。「合理的配慮」を知った方法としては、市の特別支援教育コーディネーター研修への参加をあげた。所属校のほとんどの教職員は「合理的配慮」について知らないのではないかと考えている。

### (3) 特別支援教育の体制整備

#### 1) 校内委員会の開催

特別支援教育に関わる校内委員会は年に1回設定している。主に夏季休業中に設定し、個別の指導計画ファイルづくりを行っている。特別支援教育に関わる校内委員会は年に1回だが、毎月1回、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、特別支援教育コーディネーターをメンバーとして生徒指導部会を開き、生徒の情報を交換している。

#### 2) 保護者からの相談窓口

主には担任が相談窓口になり、学年主任や生徒指導主任と情報共有をすることになっている。担任での対応で済まない場合は、臨時に生徒指導部会を開き対応を決め保護者に相談するようにしている。

#### 3) 個別の教育支援計画作成と評価

目安として5月までに実態把握をし、夏季休業時に目標と手立てを決定する。保護者に相談することはめったにない。

### (4) 個別の配慮及び支援の状況

表5にE中学校で実践している個別の支援をまとめた。

表5 E中学校における個別の支援

障害種	個別の支援
視覚障害	・テスト用紙の拡大 ・ワークシートや使用の拡大
自閉症	・座席や班編成の配慮 ・定期テストを別室で受けることを許可している

### (5) 基礎的環境整備の状況

学校全体でユニバーサルデザインの考え方を生活づくりや授業づくりに生かすことを始めたばかりである。また、意識としては低いが、取り組みを始めた教員も出てきている。

定期テストのつくり方（問題用紙の書式を統一する、解答欄を分かりやすくする）を工夫

するようにしている。

#### (6) 合理的配慮を提供するにあたっての課題

人的支援の必要な生徒が多いが、支援者が足りていないのが現状である。合理的配慮を含め、支援内容について検討したり共通理解したりする時間が無い。

#### (7) 合理的配慮を決定・提供する際に希望する相談先や要望

医療機関に学校側からも本人について相談できるようにして欲しい。また、電話で対応できる機関が欲しい。巡回相談は事前の申し込みが必要で、喫緊の対応については難しいため、問題にタイミング良く対応してもらえる機関が欲しい。

## IV 考察

### 1 各学校における特別支援教育体制整備と合理的配慮の合意形成に向けた体制づくりの状況

調査対象校における特別支援教育の体制の整備については、5校共に校内委員会が定期的かつ必要に応じて実施され、他の分掌や部会・委員会等と協働して児童生徒の教育的ニーズに対応し、学校が意思決定されていることから、各学校の実情に応じた機能性を保持しているといえる。特に支援の決定について、小学校においては適切な指導と必要な支援について、保護者と本人の状態を確認しながら決定したり、教員の本人の困り感への気づきから保護者への建設的な働きかけにより支援が開始されたりしていることが認められた。しかしながら、E中学校では各担任が支援内容を考え、支援内容について共有することもなく個別の指導計画に書きとどめていることで終わっていた。これは中学校段階では、本人や保護者の障害受容のしにくさや、支援を受けることで差別的意識が芽生えないかという不安、高校受験に向けての不安が教員の保護者への情報提供を躊躇させていると特別支援教育コーディネーターは分析している。

インタビューの時点では、上記のように特別支援教育の校内体制は整備されているものの、対応指針（内閣府、2015）で示されている合理的配慮の合意形成に向けた組織的体制については、管理職をはじめ特別支援教育コーディネーターの課題意識の芽生えがまだ弱いことが明らかになった。今後は、瀬戸（2016）が指摘するように、現在機能している特別支援教育に関する体制の中で、合理的配慮の意思表示の受理から建設的な話し合いによる合意形成、配慮の提供、評価に至るプロセスを確立していくことが重要な課題の一つといえる。

### 2 合理的配慮の提供を含めた個々の能力を最大限に伸ばす教育の実現に向けて

各学校においては、各障害の状態や教育的ニーズに応じて多様に支援がされていることが認められた。発達障害だけでなく、視覚障害や聴覚障害、肢体不自由の児童生徒に対し支援が実践されているのは、先行調査である大塚ら（2016）と同様の傾向を示している。本調査では、さらに学習障害の児童の視機能を考慮した支援や記憶の仕方を考慮した支援等、認知特性を踏まえた実践がされていたり、二分脊椎の児童に対する校舎のバリアフリー化や導尿に際しての物的環境の確保がされていたりと、極めて個別性の高い支援が実践されていることが明らかになった。

しかしながら、この個別性の高い支援においても、インタビュー時は保護者から学級担任に支援の相談がされ、当事者が支援内容を決定した後、学年主任、特別支援教育コーディネーターに情報が渡り、管理職が支援の許可をし、その後保護者に報告するというプロセスでの決定であり、このプロセスでは、山元・大塚（2015）が述べているように対応指針が示している

合意形成を組み込んだプロセスとは言い難い。

本調査及び先行調査において、障害の状態や教育的ニーズに対応した支援が多様に実施されていることが明らかになった。あわせて、各学校において特別支援教育の体制が整い、学校の状態に応じて組織の在り方を工夫するなど、その機能性を高めていることも明らかになった。このことから特別支援教育は充実し機能しているといっていいただろう。しかしながら、「合理的配慮」に関する教職員の認知度は低く、「合理的配慮」としての理解というより、教員側から考えた個別に必要な支援としての理解での支援が実践されているのが現状である。また、保護者が合理的配慮について知る機会が少なく、保護者や本人の意識として「障害のない人と等しく教育を受ける権利」とする主張はまだ弱いといっていいただろう。

今後、公立学校は特別支援教育を着実に充実させていくと共に、「合理的配慮」の提供に向けた建設的な働きかけと合意形成のプロセスを組織として明確にし、教職員、保護者が共通理解して、個々の教育的ニーズに応じいく必要がある。インクルーシブ教育システム構築のためには、「平等に教育を受ける権利」という面、「特別支援教育の充実」といった両面を教職員が理解し、組織として対応していくことが求められる。

## 謝辞

本研究を進めるにあたり、A小学校、B小学校、C小学校、D小学校、E中学校の特別支援教育コーディネーターの先生方には多大なるご協力を頂戴いたしました。ここに深く感謝の意を表します。

## 引用文献

- 文部科学省（2015）：文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別解消の推進に関する対応指針。 [http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/20151109\\_setsumeikai/pdf/s4-2.pdf](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/20151109_setsumeikai/pdf/s4-2.pdf) (accessed 2016-09-20).
- 文部科学省（2012）：合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ報告。 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/046/attach/1316182.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/046/attach/1316182.htm), (accessed 2016-09-20).
- 文部科学省（2016）：平成27年度特別支援教育体制整備状況調査結果について。 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/\\_icsFiles/afieldfile/2016/05/13/1370505\\_02.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/_icsFiles/afieldfile/2016/05/13/1370505_02.pdf) (accessed 2016-09-20).
- 文部科学省初等中等教育局長（2007）：特別支援教育の推進について（通知）。 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/07050101.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101.htm) (accessed 2016-09-20).
- 内閣府（2013）：障害を理由とする差別解消の推進に関する法律。 <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>, (accessed 2016-09-20)
- 内閣府（2015）：関係府省所管事業分野における対応指針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針）。 <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>, (accessed 2016-09-20)
- 大塚玲・中村恭子・山元薫・岡本康哉（2016）：小・中学校における特別な支援を必要とする児童生徒に対する合理的配慮の実態と課題。日本LD学会第25回大会発表論文集
- 瀬戸麻利江（2016）：障害者差別解消法の施行によって、学校に何が求められるのか。教職研修, 44 (7), 24-27.

中央教育審議会初等中等教育分科会（2012）：共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）. 文部科学省, [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm)

(accessed 2016-09-20)

山元薫・大塚玲（2015）：12の授業実践から学ぶ「特別支援教育の充実」と「合理的配慮の提供」. 特別支援教育の実践情報, 172, 32-35.